資料 1 高額医療・高額介護

A) 高額医療・高額介護合算制度のしくみ

			保険者			
			木更津市	後期高齢者医療 広域連合	木更津市	被保険者
			国民健康保険	後期高齢者医療保険	介護保険	
令和 2年	8月1日 9月 10月 11月 12月		満・70歳〜75歳未 満)によって違 う。高額だった場	高額だった場合、振 込口座を申請するよ う案内を送付。 毎月、集計し、高額 な場合、振込口座に	高額だった場合、 振込口座を申請す るよう案内を送 付。 毎月、集計し、高	口座を申請 するよう案 内が届く。
令和 3年	1月 2月 3月 4月		合、振込口座を申 請するよう案内を 送付。	入金され、後期高齢 者医療給付支給決定 通知書を送付し、知 らせる。	額な場合、高額介護(予防)サービス費支給決定通知書を送付し、知らせる。	していた振 込口座に入
	5月		木更津市より送付	後期高齢者医療広域 連合より送付	木更津市より送付	通知書が届 く
	8月					
	9月		白口色切	合計(8/1-7/31の1年間)		
	10月		日 旦 克亞 一高額療養費支約	· 十 间 <i>/</i>		
	11月		高額介護(予防			
	12月		合計額が自己負担	給対象		
令和 4年	1月		申請書の送付準備			
	2月		振込口座はその都度申請してもらう。			
	3月					
	4月		申請書を送付	申請書を送付	申請書を送付	振込口座を申請
			療養費振り込む	療養費振り込む	療養費振り込む	振込口座に入金

	国民健康保険特別 会計	後期高齢者医療保険 特別会計	介護保険特別会計
	一般被保険者高額 介護合算療養費		高額医療合算介護 サービス費
件数	66件		1,008件
金額	1, 250, 228円		30, 368, 000円

[※]後期高齢者医療保険の保険者は、後期高齢者医療広域連合のため、市の特別会計ではわからない

資料1 高額医療・高額介護

B) 高額介護(予防)サービス費 支給(不支給)決定通知書 裏面

裏 面

1・審査請求について

この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日から起算して3か月以内に千葉県介護保険審査会に対して審査請求することが可能です。

住 所 千葉県千葉市中央区市場町1-1 電話番号 043-223-2446

また不服の申立については、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第17条 の規定により、処分庁に(木更津市)を経由してすることも可能です。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、 この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくな ります。

この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の 翌日から起算して6ヶ月以内に、木更津市を被告として提起することができます。

又、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

※高額介護(介護予防)サービス費の振込先口座の変更手続きについて※

今回通知した高額介護(介護予防)サービス費の振込先口座は、過去に市に申請のあった口座となっております。口座の変更希望がある場合は、下記までお申し出ください。手続きについてご案内致します。

ただし、今回通知した分に関しては通知どおり支給手続きいたしますので、あらかじめご了承ください。被保険者本人が死亡し振込ができない場合は、相続人を確認でき次第、市からご連絡させていただきます。

木更津市福祉部介護保険課 介護認定給付係 0438-23-7162 (直通)